

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会 座長 様
中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会 座長 様

ヒアリングにおける意見・要望事項に関する意見書

杉田建材株式会社

常務取締役 杉田昭義

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会第 6 回食品リサイクル小委員会中央環境審議会循環型社会部会第 4 回食品リサイクル専門委員会第 4 回合同会合にて要望させて頂いた事項を中心に、標題の資料について下記の通り意見を述べさせて頂きしますので、ご確認のうえ、反映して頂きますようお願い申し上げます。

1. 第 4 回合同会合にて要望させて頂いた事項に関する意見

【1. 全体的事項】について

- ①「自治体や民間事業者が生ごみを単純焼却処理もしくは埋立処分するのではなく、バイオガス化施設（メタン発酵、熱回収施設等「以下同様」）の整備と生ごみリサイクルの事業化が促進されるような制度に向けた、食品リサイクル法の見直し（家庭系生ごみをリサイクルの対象にするなど）を図ること。」という表現にして頂きたい（下線の表現を追記して頂きたい）。
- ②「自治体の処理施設にて生ごみをリサイクル出来ないもしくは単純焼却している場合は、民間のバイオガス化施設に処理を委託して、バイオマス資源としての利活用が促進されるような制度に向けた、食品リサイクル法の見直しを図ること。」という文言を追加して頂きたい。

【3. 食品廃棄物等の再生利用】について

（1）再生利用等実施率

- ①「多様な再生利用促進に繋がる制度の見直し。有効に利用されているにもかかわらず、食品リサイクル法の基準に照らし合わせると再生利用にはカウントされないケースがある。（セメント原料、バイオマス燃料など）」という表現にして頂きたい（下線の表現を追記して頂きたい）。
- ②「リサイクル困難物を単純焼却もしくは埋立処分するのではなく、バイオガス化施設に処理を委託して、バイオマス資源として利活用が促進されれば、再生利用率等の向上に繋がる為に、バイオマス資源としての利活用が促進されるような食品リサイクル法の見直しを図ること。」という文言を追加して頂きたい。

(3) 再生利用手法

- ① 「リサイクル手法については、飼料化・肥料化等の優先順位やマテリアルリサイクルを推進することは重要であるが、飼料化・堆肥化等のリサイクル施設や市町村の清掃工場等でリサイクル困難物とされる廃棄物や、食品関連事業者等で分別排出等が難しく、単純焼却及び埋立処分されているものが大量に存在しており、それらを熱回収にて焼却による発電や熱の有効利用に繋がるような仕組みを検討して頂きたい。」という文言を追加して頂きたい。

(4) 登録再生利用事業者制度

- ① 「廃棄物処理法の熱回収施設設置者認定の基準に適合した施設については、食品リサイクル法の登録再生事業者制度の対象とする、もしくは特例制度を活用できるようにして頂きたい。」という文言を追加して頂きたい。

(5) 食品リサイクルループ認定制度

- ① 「メタン発酵及び熱回収による新たなリサイクルループの確立。」という表現にして頂きたい（下線の表現を追記して頂きたい）。

(6) 再生利用施設

- ① 「熱回収施設の建設・改修費に関する補助制度の充実・創設。」という文言を追加して頂きたい。
- ② 「熱回収施設の技術・経済援助。」という文言を追加して頂きたい。

(8) 食品関連事業者による取組

- ① 「食品関連事業者が廃棄物の性状に応じた形で、再生利用方法を選択できるように、仕組みを明確にして、自治体及び食品関連事業者に対して周知を徹底して頂きたい（理由：現行でもマテリアルリサイクルの優先順位によらない方が環境負荷を低減できる場合には、このより優先順位によらず、より適切な方法を選択することになっていますが、周知されていない）」という文言を追加して頂きたい。

(10) 地方自治体の役割

- ① 「自治体での再生利用事業の実施を促進するための制度が必要。自らでは再生利用事業を実施することが設備及び資金的に困難であれば、民間施設の活用を促すような仕組みが必要。」という表現にして頂きたい（下線の表現を追記して頂きたい）。

- ② 「一般廃棄物のリサイクルを推進する為の仕組みを検討し、食品リサイクル法において自治体も義務者と位置づけ、役割と責務を明確にして頂きたい。」という表現を追加して頂きたい。

(11) 廃棄物処理法に関する事項

- ① 「廃棄物処理法の熱回収施設設置者認定の基準に適合した施設については、食品ごみのバイオマス化を促進する為に、広域の市町村域における食品ごみの搬出・搬入の収集運搬業の許可無しに、当該施設へ収集運搬できるようにして頂きたい。」という表現を追加して頂きたい。

【4. 熱回収】について

- ① 「飼料化・肥料化・メタン化等の処理残渣の再生利用等を進め、再生利用実施率等を向上させるためには熱回収を推進する必要。」という表現を追加して頂きたい。
- ② 「食品リサイクル法の熱回収の基準と廃棄物処理法の熱回収施設設置者認定の基準が整合していないので、整合性を図って頂きたい。」という表現を追加して頂きたい。

2. 第4回合同会合にて要望させて頂いた事項以外に関する意見

【1. 全体的事項】

- ① 「自治体や民間事業者が生ごみを単純焼却処理もしくは埋立処分するのではなく、バイオガス化施設（メタン発酵、熱回収施設等「以下同様」）の整備と生ごみリサイクルの事業化が促進されるような制度に向けた、食品リサイクル法の見直し（家庭系生ごみをリサイクルの対象にするなど）を図ること。」という表現にして頂きたい（下線の表現を追記して頂きたい）。

【4. 熱回収】

- ① 「熱回収は再生利用に該当しないため、メタン化との区別の観点から、これまで通り立地条件、エネルギー効率の条件は必要。」という文言について、「再生用に該当しないため」という字句を削除して頂きたい（理由：熱回収は再生利用に該当しないとありますが、（申し上げるまでも無く）食品リサイクル法において熱回収は再生利用等の一つの手法として位置づけられており、現状の表現のままでは誤解を招く恐れがある為）。